

南相馬市総合計画等策定委員会の意見に対する対応

参考資料 5

項目	総合計画等策定委員会からの意見等	対応内容
<p>1</p> <p>第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用</p>	<p>「土地利用転換については、土地利用の不可逆性や、農用地や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要があります。」とあるが、『農業の多面的機能』という表現は用いられるが、『農用地の多面的機能』という表現は用いられないため、『農用地の多面的な機能』に修正すべき。</p>	<p>指摘のとおり、『農用地の多面的な機能』に修正する。なお、第3章 2(2)イ、第4章 2(1)ア、第4章 4にも『農用地の多面的機能』とあるため、同様に修正する。</p>
<p>2</p> <p>第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 オ 避難指示区域</p>	<p>パブリックコメントの意見に対して、『避難指示区域は、全ての市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど、他の地域とは現況や特徴が異なる地域であることから、特筆して土地利用の方向を示す必要があると考えますので、原案のとおりといたします。』とのことだが、土地利用の区分は、地理的、社会的、自然的条件から区分するとされており、避難指示区域内の土地については、それぞれ、当該区域以外の区分の中で整理されている。この整理のように、放射線物質による影響は全市的に及んでいる共通の環境であることやPCにあった「区分する明確な線引きはない」とする趣旨の意見のとおり、避難指示区域を除くそれぞれの区域の中で、本市共通の課題を全市的な観点から、かつ、発展的な市の一体的な復興を考慮し、避難指示区域を特筆せず、土地利用の方向性を整理のうえ計画に記載すべきと史料する。</p>	<p>指摘のとおり、『放射性物質による影響や汚染実態』という観点からすれば全市的に及ぶものであることから明確な線引きはできないと考えるが、現況として、『避難指示区域』では市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど避難指示区域外とは明らかに異なる状況にある。そのため、新たに『避難指示区域』との区分を設け個別に土地利用の方向性を示す必要があると考えたものであり、放射性物質の汚染実態から判断して区分したのではなく、原案のとおりとする。</p>